

駿府城を愛する会 会則

第1条（名称）

本会は、駿府城を愛する会（以下、「本会」という。）と称する。

第2条（目的）

本会は、徳川家康公の歴史的偉業を顕彰し、大御所政治の象徴でもあった駿府城の整備をめざすことを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 講演会、討論会、見学会等の開催
- (2) 駿府城について理解を深めるための啓発活動
- (3) 駿府城を政策に活かしていくための提言活動
- (4) 駿府城の調査・研究に関する事業
- (5) 郷土の歴史・文化に関する情報発信
- (6) 会員相互の親睦に関する事業
- (7) その他、本会の目的に合致する事業

第4条（会員）

本会の会員は、第3条の目的に賛同する個人または法人とする。

第5条（入会）

本会に入会を希望するものは、所定の入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を得るものとする。

第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 50名以内
 - (4) 監査 2名以内
- 2 理事および監査は総会において選任し、会長および副会長は総会において理事の中から選任する。
 - 3 幹事長および副幹事長は理事を兼務する。
 - 4 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。期中に選任された役員任期も同様とする。
 - 6 役員は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

第7条（役員職務）

会長は本会を代表し、総会および理事会を主宰して会務を統括するとともに、本会の業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成して業務の執行を決定するとともに、本会の運営にあたる。
- 4 監査は本会の業務と会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第8条（最高顧問および顧問）

本会に最高顧問1名および顧問 若干名を置くことができる。

- 2 最高顧問および顧問は、本会の目的達成について必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 3 最高顧問および顧問は、会長が総会の承認を得て委嘱する。
- 4 第6条第4項ないし第6項（役員の任期等）の規定は、最高顧問および顧問について準用する。

第9条（総会）

本会は、毎年1回通常総会を開催する。

- 2 総会は会長が招集して議長となり、役員を選任、事業計画・事業報告、予算・決算等の重要事項を審議する。
- 3 議決は出席会員の過半数により、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 理事会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の請求がある場合は、臨時総会を開催するものとする。

第10条（理事会）

理事会は会長が招集して議長となり、総会に付する事項、会員入退会の諾否、その他 本会の運営に関する事項を審議する。

- 2 議決は出席理事の過半数により、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第11条（幹事会）

幹事会に幹事長1名、副幹事長若干名、幹事を置く。

- 2 幹事長、副幹事長、幹事は会長が任免し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 幹事会は幹事長が招集して議長となり、理事会に付する事項、具体的な事業計画案を審議する。

第12条（事務局）

本会の事務局は、株式会社アイワホールディングス（静岡市葵区常磐町）に置く。

- 2 事務局は、事務局長および若干名の事務局員により構成する。
- 3 事務局長は会長が任免する。
- 4 事務局は、理事会・幹事会の指示にもとづき、次の業務を行う。
 - (1)本会の年間事業計画の立案、事業実施に関する事項
 - (2)予算案、決算案の作成等の会計実務および財産管理に関する事項
 - (3)総会、理事会等の議事録作成、その他文書作成、発送、保管等に関する事項
 - (4)会員の維持、拡大に関する事項
 - (5)その他、本会の運営に関する事項

第13条（経費）

本会の経費は、会費・寄付金・補助金・負担金・その他収入をもってあてる。

第14条（会費）

本会の会費は、個人会員が年間1口5千円、法人会員が年間1口1万円とする。

- 2 会費は一括前納とし、既に納入した会費は原則として返戻しない。
- 3 年度途中の入会の場合、年間会費額を12で除して得た額に、当該年度の残存月数を乗じて得た額とし、100円未満は切り捨てとする。

第15条（会計年度）

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条（退会）

本会を退会しようとするものは、所定の退会届を事務局に提出し、理事会の承認を得るものとする。

2 個人会員本人の死亡、法人会員の事業廃止、および2年間にわたる会費滞納があった場合は、理事会の承認を得て退会とする。

第17条（除名）

本会の会員が本会の名誉を著しく傷つけ、または本会に重大な損害を及ぼした場合は、理事会の承認を得て除名することができる。

第18条（運営細則）

本会の運営に必要な細則は、理事会において定める。

第19条（会則の変更）

本会則の変更は、総会の決議による。

〈付 則〉

本会則は、平成26年12月3日から施行する。

〈付 則〉

本会則は、令和4年11月1日から施行する。

〈付 則〉

本会則は、令和5年5月22日から施行する。